

《様式第6号 別紙》

認定補聴器専門店における登録事項の変更手続きについて

認定補聴器専門店での登録事項に変更があった場合には「様式第6号 登録事項変更届」の提出が必要になります。下記の登録変更内容をご確認の上、様式第6号と併せて項目に応じて、添付資料を提出してください。また、登録事項の変更が複数ある場合は、様式第6号にまとめて記入してご提出できます。提出方法は郵送もしくはFAXで提出してください。

A 店舗情報を変更する場合	必要な書類
[A-1] 店舗の所在地を変更する（店舗の移転）※1	様式第6-1号(移転承認申請書)
[A-2] フロアの移動等、同じ建物の中で店舗を移転する	様式第6号、添付資料①
[A-3] 店舗の改装により、内部構造(レイアウト)や設備の配置を変更する	様式第6号、添付資料①
[A-4] 店舗の名称を変更する	様式第6号、添付資料②
B 会社（本社）情報を変更する場合	必要な書類
[B-1] 会社の名称を変更する※2	様式第6号、添付資料②
[B-2] 会社の代表者を変更する※2	様式第6号、添付資料②
[B-3] 会社の所在地を変更する※2	様式第6号、添付資料②
C 店舗に登録されている『勤務者』について変更する場合	必要な書類
[C-1] 「業務運営責任者（店長）」を変更する	様式第6号
[C-2] 「補聴器営業管理者」を変更する	様式第6号、添付資料③
[C-3] 「医療機器修理業責任技術者」を変更する	様式第6号、添付資料④
[C-4] 「認定補聴器技能者」を変更する	※3
D 店舗内の設備等を変更する場合	必要な書類
[D-1] 認定申請書に記載した設備器具を変更する	様式第6号

添付資料

- ①【店舗の間取り図】及び【店舗内の設備配置が確認出来る写真】
- ②【管理医療機器販売業・貸与業】に係る変更届書の写し
- ③【補聴器（医療機器）営業管理者講習会 修了証】の写し
- ④【医療機器修理業責任技術者 継続研修 修了証】の写し
(医療機器修理業責任技術者は年に1度の継続研修の受講が義務付けられています)

※1 「店舗の移転」に際する『様式第6-1号 移転承認申請書』の提出について

移転予定日の1ヶ月前までに【様式第6-1号 移転承認申請書】を提出してください。

また、移転完了後1ヶ月以内に【様式第6-2号 移転承認申請書添付書類】を提出してください。

当該申請書の作成については、【移転承認申請書手順案内】をご確認ください。

※2 会社(本社)情報を変更する場合

原則、管理医療機器販売業・貸与業に係る変更届書の提出は必要ですが、保健所によっては、変更届書が必要でない場合もあります。市区町村の保健所の指示に従ってください。

※3 認定補聴器技能者を変更する場合

在籍する技能者を変更する際は、変更となる技能者がマイページより勤務先の変更をしてください。

また、退職等で技能者マイページからの変更が難しい場合には様式第6号に必要事項を記入して提出してください。